

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鈴鹿市	箕田地区	令和3年1月7日	令和5年2月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	254ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	155ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	47ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	57ha
(備考) 本地区は、平場の水田地帯で、主穀中心に生産が行われている。	

2 対象地区の課題

現在は各集落ごとに中心経営体が存在し農地を借り受け、概ねゾーニングができていたが、急遽、農業の継続が不可能となる中心経営体が現れた場合などに、農業者が不在となった農地の遊休化や荒廃化が懸念される。中心経営体の耕作農地は、各集落で概ねゾーニングできているものの、分散・錯綜しているエリアもあるため、作業効率が悪い。離農する農家が増加する中、中心経営体の更なる経営規模拡大の支障となることが懸念される。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農業者が不在となった農地は、他の中心経営体や各農家で円滑に経営継承が行われるよう、中心経営体間及び各農家間で農地調整が行える体制づくりを図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、421筆、648,409㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 将来的な農地の集約化を見据え、現在の相対による利用権設定期間満了時には、農地中間管理機構を通じた利用権設定に切り替えていく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への円滑な経営継承が行えるよう、農地中間管理機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針(県営高度水利機能確保基盤整備事業(国事業名:農業競争力強化農地整備事業)) 鈴鹿川沿岸地区の幹線水路から末端受益地へつなぐ用水路のパイプライン化事業の7期目地区であり、維持管理の軽減、担い手への農地集積・集約化を図る。
高収益作物の導入方針 パイプライン事業に関連し、経済効果を高めることや、農道工の計画にあたって、高収益作物の導入が必要である。中心経営体及び自作農家と十分に協議を重ね、生産者及び高収益作物の選定等を行っていく。